

# LAPLINK 14 体験版ソフトウェア使用許諾契約書

以下の「体験版ソフトウェア使用許諾契約書」を注意してお読みください。

本契約書は、契約書に記載されている対象製品の使用に関し、お客様と株式会社インターコムとの間に締結される契約です。

本契約書に同意することによって、下記に記載された使用許諾ソフトウェア製品を使用することができます。本契約書に同意されない場合は、本製品を使用することができません。

---

体験版ソフトウェア使用許諾契約書

体験版の名称：LAPLINK 14 体験版

バージョン：14

体験版の制限事項（商品版との違い）：試用期間（30日間、リモートコントロール、ファイル転送、およびプリントリダイレクションは1日につき合計20分まで）に限り使用することができます。

---

## 第1条

本製品は、プログラム、および説明書（PDFマニュアルおよびヘルプを含む）より構成される著作物に該当します。

## 第2条

本プログラムはお客様（以下乙という）がインストールしたパソコンで上記「体験版の制限事項」に記載された制限の範囲内で使用することができます。

## 第3条

本プログラムは評価目的に限り使用を許諾するものです。バックアップや営利を目的としない限り再配布は原則的に自由ですが、本契約書に記載されている使用方法や目的以外で使用しないものとします。

本プログラムは著作権、その他知的財産権に関する法律および国際著作権条約によって保護されています。本プログラムのいかなる変更、修正、リバースエンジニアリングも行うことはできません。

## 第4条

本プログラムの仕様は説明書に記載されているとおりであり、乙の特定の作業に適合することを保証するものではありません。

## 第5条

本プログラムの使用により、乙または第三者が被った直接的、間接的な一切の損害に対して、株式会社インターコム（以下甲という）はいかなる責任も負わないものとします。

## 第6条

乙が本契約のいずれかの条項に違反した場合、甲は本契約を破棄し、乙のプログラムの使用を中止させるとともに、乙に対し損害賠償を請求できるものとします。

また、期限切れに際して、乙は本プログラムを消去し、バックアップを残さないものとします。

---

株式会社インターコム